自然災害発生時における業務継続計画

（非常災害対策計画）

策定年月日	令和 7 年 3 月 31 日		
法人名	社会福祉法人 玉川村社会福祉協議会	種別	社会福祉事業
会長	須釜泰一	事務局長	矢吹誠
所在地	福島県石川郡玉川村 大字中字入山 59	電話番号	0247-57-4410

目次

1. 総論 1
（１）基本方針 1
（２）推進体制 1
（３）リスクの把握 1
① ハザードマップなどの確認 1
② 被災想定 2
（４）優先業務の選定 3
（５）研修・訓練の実施、BCP の検証・見直し 3
① 研修・訓練の実施 3
② BCP の検証・見直し 3
2. 平常時の対応 4
（１）建物・設備の安全対策 4
① 人が常駐する場所の耐震措置 4
② 設備の耐震措置 4
③ 安全対策 4
（２）電気が止まった場合の対策 4
（３）ガスが止まった場合の対策 4
（４）水道が止まった場合の対策 4
（５）通信が麻痺した場合の対策 5
（６）システムが停止した場合の対策 5
（７）衛生面（トイレ等）の対策 5
① トイレ対策 5
② 汚物対策 5
（８）必要品の備蓄 5
3. 緊急時の対応 6
（１）BCP 発動基準 6
（２）行動基準 6
（３）対応体制 6
① 初動対応 7
② 災害対策本部各班の任務 7
（４）対応拠点 8
（５）安否確認 8
① 利用者の安否確認 8
② 職員の安否確認 8
（６）職員の参集基準 9
（７）待機場所・避難場所・避難所について 9

（８）重要業務の継続 9
（９）職員の管理 10
① 夜勤対応時の職員の配置について 10
② 休憩・宿泊場所 10
（１０）復旧対応 10
① 業者連絡先一覧の整備 10
② 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応） 10
4. 他施設との連携 10
（１）連携体制の構築 10
① 連携先との協議 10
② 地域のネットワーク等の構築・参画 10
5. 地域との連携 11
（１）福祉避難所の運営 11
① 福祉避難所の指定 11
② 福祉避難所開設の事前準備 11
6. 通所サービス固有事項 12
7. 訪問サービス固有事項 13
8. 居宅介護支援サービス・地域包括固有事項 14
9. 参照別紙一覧 15

1. 総論

（１） 基本方針

本計画は、災害時に人、物、情報等、利用できる資源に制約がある状況下において、本事業所が果たすべき役割を勘案して、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めるものである。 事業継続にあたっては、以下の方針に基づき、実施することとする。

１．人命・安全の確保、利用者・職員等の安全確保、安否確認を最優先に行う。

２．サービス継続に向けて、優先順位をつけ、優先業務の遂行に必要な人的資源・物的資源を集中的に投入する。

３．業務継続計画の実効性の確保、平時からの訓練や研修を通して、災害時に不足する資源に対する適切な対応策を検討し、計画の実効性の確保を図る。

（２） 推進体制

１．本事業所に「災害対策委員会」を設置することとする。

２．委員会は、下記の業務を行う。

① 災害対策委員会は業務継続計画の策定及び職員の研修受講状況の把握並びに業務継続計画の見直しを行う

② 研修及び訓練の実施

（３） リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

玉川村防災ハザードマップによると、本施設は地震（洪水・土砂災害）のリスクが低い地域に立地しているが、周辺地域は浸水やため池浸水エリアとなっているため注意が必要である。

別紙１、玉川村防災ハザードマップ（土砂災害・洪水ハザードマップ） 参照。

② 被災想定

【自治体公表の被災想定】

玉川村役場の直下に Mw6.8 の地震が発生した時の震度分布を想定

人的被害

死者：43 人

重傷者：66 人

軽症者：346 人

建物被害

全壊：698 棟

半壊：1,377 棟

東北地方太平洋沖地震を想定

ライフライン

上水（断水人口）：1,514 人

電気（停電人口）：4,248 人

ガス（機能支障件数）：66 件

通信（不通回線数）：596 回線

※福島県地震・津波被害想定調査報告書より抜粋

【自施設で想定される影響】※東日本大震災の復旧状況で算出

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	自家発電機		復旧	→	→	→	→	→	→
飲料水	備蓄品		復旧	→	→	→	→	→	→
生活用水	受水槽		復旧	→	→	→	→	→	→
ガス	備蓄品		復旧	→	→	→	→	→	→
携帯電話	不通	復旧	→	→	→	→	→	→	→
メール	不通	復旧	→	→	→	→	→	→	→

（４） 優先業務の選定

・業務の優先度について

災害発生時の優先業務は被災地の状況により異なる。被災下に置いて求められる事業を見極め、各事業の継続、停止、再開の仕分けを行う。

被災後における業務優先度を決める際の判断基準は下記のとおりである。

なお、事業所ごとの優先する業務の順位については**別紙２、通常業務のうち優先する業務の順位**を参照。

【業務の優先度の判断基準】

区　分	優先度	業務中断期間における影響の程度
最優先業務	S	○災害発生後直ちに行う。 ・安全確保後、直ちに取り掛からなければ、職員、利用者、関係者の生命・財産の保護に重大な影響を及ぼす業務
非常時優先業務	A	○災害が発生したその日のうちに行う。(24 時間以内) ・直ちに再開しなければ、職員、利用者、関係者の生命・財産に影響を及ぼす業務
	B	○災害が発生してから 3 日以内に行う。 ・災害対策本部事業と平行して、社協組織及び村民の日常生活復旧のために実施すべき事業
	C	○災害が発生してから 1 週間以内に行う。 ・緊急性は S、A、B に劣るが、体制が整い次第、可能な限り実施すべき業務
休止業務	D	○災害が発生してから 1 週間以上経過するがいずれも実施する業務。 ・被災後の事態が収束するまで中断しても大きな影響が生じない業務

（５） 研修・訓練の実施、BCP の検証・見直し

① 研修・訓練の実施

本計画における「緊急時の対応」に基づき、研修及び訓練を実施することとする。

年 2 回行う総合訓練（通報、消火、避難）に合わせて、1 回目は本計画の内容についての研修を実施し、2 回目は災害発生を想定した訓練を実施する。

② BCP の検証・見直し

毎年実施する研修及び訓練の課題、反省点等を洗い出し、災害対策委員会において協議し、必要に応じて本計画を見直すこととする。 計画を見直した場合は、速やかに職員に周知し、その後の研修や訓練に反映することとする。

2. 平常時の対応

（１） 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
ふれあいセンター	新耐震基準適合（平成 7 年建設）	

② 設備の耐震措置

・利用者・職員が利用するスペースでは、設備・什器類に転倒・転落防止の必要性を確認する。
・転倒・転落防止が必要な場合、対策を講じる。

③ 安全対策

・破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所（ガラス天井など）や避難経路には飛散防止フィルムなどの措置を講じる。
・不安定に物品を積み上げず、日頃から整理整頓を行い、転落を防ぐ。

※耐震未対応の棚等については今後耐震対策を行っていく。
※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

（２） 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	対応策
テレビ、防災無線	非常用発電コンセント
照明	懐中電灯等で対応　非常用発電機で対応
携帯電話	非常用発電コンセントで充電

（３）ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
調理室	カセットコンロで代替

（４）水道が止まった場合の対策

対応区分	具体的対応策
飲料水の確保	20 人×1 本(2ℓ)×7 日＝140 本 20 人×2 本(500 ㎖)×7 日＝280 本　を確保しておく。
生活用水の確保	受水槽（5 ㎥）の貯水用水を使用。

※受水槽については、水道が止まった時点で使用箇所、使用量を制限する。

（５）通信が麻痺した場合の対策

停電中	・事業所契約携帯電話　3 台(包括、居宅、訪問) ・緊急連絡網の活用 ・公用車、備蓄ラジオからの情報収集 ・必要に応じて職員個人の携帯電話を使用
電気復旧後	・固定電話 ・パソコン、携帯電話によるインターネット及び SNS 等による情報収集

（６）システムが停止した場合の対策

１．電力供給停止等によりサーバー等がダウンした場合の対策

① 自家発電による電力供給

② 自家発電による電力供給が不可の場合、手書きによって処理する。

２.データについては､サーバーに毎日バックアップするとともに､クラウドサーバー にもバックアップを行う。

（７）衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用者】

１．簡易トイレ及び消臭固化剤を備蓄する。

２．電気・水道が止まった場合

① 速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、利用者への周知を徹底する。

② 汚物等の保管場所を決めておく。

③ 汚物には、消臭固化剤を使用する。

【職員】

１．利用者用と別に職員用の簡易トイレ、生理用品等を備蓄しておく。

２．電気・水道が止まった場合は、利用者の項目に準ずる。

② 汚物対策

１．汚物の一時保管場所を、脱衣所との通用口とする。

２．排泄物はビニール袋に入れ、消臭固化剤を使用し、密閉して一時保管場所へ置く。

（８） 必要品の備蓄

別紙３、災害対策備蓄リスト参照。

3. 緊急時の対応

（１） BCP 発動基準

【地震による発動基準】

玉川村において震度 5 強以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱等を総合的に勘案した結果、事務局長が必要と判断した場合、及び震度 6 弱以上の地震が発生した場合、災害対策本部を設置し BCP を発動する。

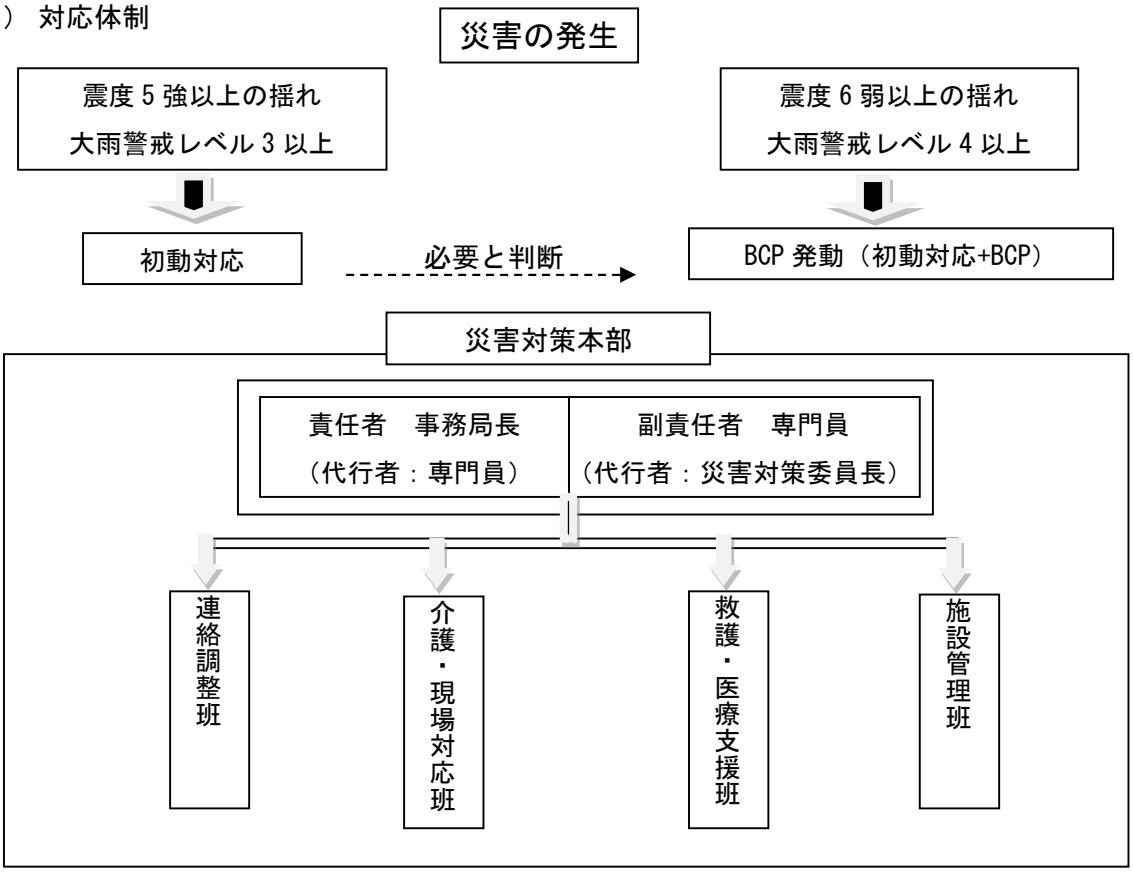
【水害による発動基準】

玉川村が発令する避難情報において大雨警戒レベル 3 以上が発令されている状況で、被災状況や社会的混乱等を総合的に勘案した結果、事務局長が必要と判断した場合、及び大雨警戒レベル 4 以上が発令された場合、災害対策本部を設置し BCP を発動する。

（２） 行動基準

・通常行っている避難訓練通りに避難。自己の安全を図るとともに、周りの利用者への援助。玄関、駐車場へ避難し、状況を確認。避難経路については、状況によって変化することを把握しておく。

（３） 対応体制



① 初動対応

各個人による安全確保 （地震などの場合）	職員は利用者の安全を優先し、落下物や倒壊の恐れのある建物などから身を守れる安全な場所で揺れがおさまるまで待機する。
避難誘導、応急救護 （利用者、けが人がいる場合）	けが人がいる場合は看護師等が手当てし、場合によっては救急車の手配等を行う。
非常時持ち出し品 （建物が損壊する場合など）	**別紙６、非常時持ち出しリスト**を参照し、安全を第一に行動する。
情報収集	緊急事態な状況、被害状況、周辺状況について情報収集する。

② 災害対策本部各班の任務

災害対策本部

【任務】災害対応や事業継続を行うための方針決定や指揮統制を行う。
〇責任者（事務局長　代行者：専門員）
・災害対応や事業継続の方針や指揮統制の決定権者
・災害対策本部会議の招集
〇副責任者（専門員　代行者：災害対策委員長）
・必要な助言を行うなど責任者の補佐
・各班の実施業務及び配置する人員の調整
・各班へ決定事項の伝達

連絡調整班

【任務】職員の安否確認や外部機関との連絡調整に関する業務を行う。
・職員の安否確認
・地域の要配慮者の受け入れ
・自治会、地域住民との連絡調整
・機密書類及び持ち出し書類の管理
・その他、他の班に属さない業務

介護・現場対応班

【任務】利用者の安否確認、避難者への対応
・利用者の安否確認及び健康状態の把握
・利用者の生活全般に関する業務

救護・医療支援班

【任務】避難者や職員に対して負傷者の手当てを行う。
・負傷者の応急手当て
・医療機関との連絡調整
・支援場所の確保

施設管理班

【任務】被害状況の確認と応急対応や被害個所の復旧対応、物資の調達及び受け入れに関する業務を行う。
・施設と施設周辺及びライフラインの被害状況の把握
・危険個所の応急対応及び被害個所の復旧対応
・各班の必要物資の把握及び物資の調達、受け入れ

（４） 対応拠点

第 1 候補場所	第 2 候補場所	第 3 候補場所
事務所	研修室	相談室

※候補場所が使用不可の場合は屋外テントを使用することも検討する。

（５） 安否確認

【安否確認ルール】

① 利用者の安否確認

・災害発生時に電話により、利用者の安否確認を行う。
・連絡がつかない利用者がいる場合は、できる限り訪問して確認を行う。
・安否確認には**別紙４、安否確認シート**を活用する。

② 職員の安否確認

施設内	施設内における職員の安否確認は、利用者の安否確認と併せて、各事業において、 管理者（主任）が点呼を行い、事務局長に報告する。
自宅等	自宅等で被災した場合は、電話、メール、SNS 等の手段により、事業所に自身の安否を報告する。**別紙４、安否確認シート**を活用する。

（６） 職員の参集基準

区分	基準	参集対象者
第 1 配備 （初動対応）	玉川村で震度 5 強以上の揺れ	事務局長 管理者 主任
第 2 配備 （BCP 発動）	玉川村で震度 6 弱以上の揺れ	常勤職員全員 （発災時に明らかに参集不可能な職員は除くこととする。）

（７） 待機場所・避難場所・避難所について

待機場所	施設内避難場所	施設外避難場所
	玄関ホール	駐車場

避難場所	第一候補	第二候補	第三候補
	玉川第一小学校 グラウンド	玉川中学校 グラウンド	村民グラウンド

避難所	たまかわ文化体育館
	玉川村大字小高字大谷地 71

※移動の際は安全に留意しながら利用者を誘導する。状況に応じて上着、雨具、防寒用品を用意する。

※避難場所、避難所への移動はデイサービス送迎車、各部門の車両を使って移動する。

（８） 重要業務の継続

平常時の対応で選定した優先事業・業務から特に重要な業務の継続方法

経過目安	発災後 6 時間	発災後 24 時間	発災後 72 時間	発災後 1 週間
ライフライン	停電・断水	停電・断水	復旧	復旧
業務基準	優先順位の比較的高い利用者から安否確認	安全と生命を守るための必要最低限の業務	一部停止または縮小とするが、少しずつ通常に近づけていく	ほぼ通常業務

（９） 職員の管理

① 夜勤対応時の職員の配置について

夜勤の対応が必要な場合は、最低 2 名の職員を配置することとする。

② 休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
通所職員休憩室・各事務所	通所職員休憩室

（１０）復旧対応

① 業者連絡先一覧の整備

別紙５、連絡先一覧参照。

② 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

１．情報発信にあたっては、法人本部において一括して行う。

２．マスコミ等の取材については、すべて管理者が対応することとする。

３．情報の公表にあたっては、利用者及び職員のプライバシーに配慮し、風評被害等を招かないよう、正確で丁寧な説明に努めることとする。

4. 他施設との連携

（１） 連携体制の構築

① 連携先との協議

村内施設からの受け入れ要請等があった場合､すぐに対応できるよう連絡体制を強化する。

② 地域のネットワーク等の構築・参画

別紙５、連絡先一覧参照。

5. 地域との連携

（１）福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

・玉川村との「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」のとおり。
また、受入人数等については要配慮者、介護者合わせて 20 名が一週間滞在できる物資の準備をしている。

② 福祉避難所開設の事前準備

・受入れ手順については、玉川村健康福祉課と協議の上、事業所内において確認を行う。
・必要な機材については、受入れ分も含めて備蓄するとともに、レンタル等の活用も検討する。

6. 通所サービス固有事項

【平時からの対応】
・サービス提供中に被災した場合に備え、利用者家族等の緊急連絡先については、自宅職場、携帯電話等の複数の連絡先や連絡方法を把握しておく。
・ケアマネージャーと連携し、利用者への安否確認の方法等をあらかじめ整理しておく。
・平時から避難方法や避難所等についての情報に留意し、地域の関係機関との連携を構築しておく。

【災害が予想される場合の対応】
・台風等で甚大な被害が予想される場合等においては、サービスの休止・縮小の可能性も想定し、早めに居宅介護支援事業所等にも情報提供の上、利用者やその家族にも説明を行う。
・災害により、サービスの休止・縮小を行う場合は、必要に応じてサービスの前倒し等も検討する。

【災害発生時の対応】
・サービス提供の休止が長期間に及ぶ場合は、ケアマネージャーと連携し、必要に応じて訪問サービス等への変更も検討する。
・利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、利用者家族等の安否状況の確認も行い、順次、利用者の帰宅支援を行う。
・被災時の帰宅支援にあたっては、送迎車の利用が困難な状況も考慮し、必要に応じて家族の協力も仰ぎながら、多様な手段を検討する。また、関係機関とも連携し、事業所への宿泊や避難所への移送も支援する。

【通所再開時の目安】
・通所介護の再開については、避難者の状況を見て柔軟に対応する。

7. 訪問サービス固有事項

【平時からの対応】
・サービス提供中に被災した場合に備え、利用者家族等の緊急連絡先については、複数の連絡先や連絡手段を把握しておく。
・訪問利用者の安否確認の優先順位を決めておく（独居・夫婦のみ世帯優先）。
・訪問中または移動中の発災も想定し、対応中の利用者への支援内容や移動中の対応方法についてあらかじめ検討しておく。

【災害が予想される場合の対応】
・台風等で甚大な被害が想定される場合には、サービスの休止・縮小を検討する。関係機関との情報共有を図り、利用者や家族に説明を行う。
・必要に応じ、時間変更・振替訪問も検討する。

【災害発生時の対応】
・利用者一覧表に記載した災害時の優先順位を参考に、利用者の安否確認を行う。
・サービス提供の休止が長期間に及ぶ場合は関係機関と連携し、必要に応じて他事業所のサービス等への変更を検討する。

【訪問中に被災した場合】
・職員及び訪問先の利用者の安全を確保する。
・介護度の高い利用者の場合、その場でできうる限りの安全を確保し、職員は避難する。
・職員は利用者の状況を事業所へ報告し、自身の安全を確保しつつ避難する。
・必要時は避難先で介助を行う。
・事業所は家族、担当ケアマネージャーまたは担当相談支援専門員へ利用者の状況を報告する。

8. 居宅介護支援サービス・地域包括固有事項

【平時からの対応】
・災害発生に備え、独居・夫婦のみ世帯・家庭に障害がある世帯等、優先的に安否確認が必要な利用者について、利用者台帳等で情報を分かるようにしておく。
・利用者家族等の緊急連絡先については、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール）を把握しておく。
・避難先にて薬情報が参照できるよう、利用者に対しお薬手帳の持参指導を行う。

【災害が予想される場合の対応】
・水害・土砂災害の場合は、電話、訪問、SNS 等で早めの避難を促す。
・半日以上続く停電時はエアマット、在宅酸素等を使用している利用者に対し不具合がないかの確認を行う。不具合が発生している場合は業者への連絡を促す。
・利用者が利用する事業所が定めるサービスの休止・縮小の基準について事前に情報共有し、把握しておく。
・自サービス提供について、台風等で甚大な被害が想定される場合の休止・縮小について検討する。又、関係機関との情報共有を図り、利用者家族に説明を行う。

【災害発生時の対応】
・災害発生時、事業が継続できる場合には、安全を確保し、可能な範囲で戸別訪問等による早期の状態把握を通じ、サービス実施状況を把握する。
・被災生活等で状態の悪化の懸念がある利用者に対し、必要な支援が提供されるよう、関係機関との調整を行う。
・訪問・通所サービスが長期に休止する場合は、関係機関と連携しサービス事業所の変更を検討し、利用者の状況に応じて必要なサービスが提供できるよう調整を行う。

9. 参照別紙一覧

	別紙名称	項目
別紙．１	**玉川村防災ハザードマップ**	1.（3）①リスクの把握
別紙．２	**通常業務のうち優先する業務の順位**	1.（4）優先業務の選定
別紙．３	**災害対策備蓄リスト**	2.（8）必要品の準備
別紙．４	**安否確認シート（利用者用・職員用）**	3.（5）①安否確認
別紙．５	**連絡先一覧**	3.（10）①復旧対応 連携体制の構築
別紙．６	**非常時持ち出しリスト**	3.（3）①初動対応

＜更新履歴＞

更新日	更新内容
令和 7 年 3 月 31 日	策定
令和 8 年 6 月 30 日	第 2 版作成